別記様式１－２：被相続人居住用家屋の全部の取壊し若しくは除却をした後又はその全部が滅失をした後における譲渡の場合
（租税特別措置法第 35 条第３項第２号）

被 相 続 人 居 住 用 家 屋 等 確 認 申 請 書

住民票の記載通りにご記入ください。

申 請 者　住 所　奈良市●〇町一丁目１番１号

氏 名　奈良　太郎　　電 話　xxx - xxx - xxxx

下記について確認願います。

下記家屋及びその敷地等は、当該家屋が「相続の時から取壊し、除却又は滅失の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」（租税特別措置法第 35 条第３項第２号イ）、当該敷地等が「相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」（同号ロ）及び「取壊し、除却又は滅失の時から譲渡の時まで建物又は構築物の敷地の用に供されていたことがないこと」（同号ハ）、当該家屋が「相続の開始の直前において当該相続又は遺贈に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）の居住の用（居住の用に供することができない事由として政令で定める事由（※１）（以下「特定事由」という。）により当該相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていなかつた場合（政令で定める要件（※２）を満たす場合に限る。）における当該特定事由により居住の用に供されなくなる直前の当該被相続人の居住の用（以下「対象従前居住の用」という。）を含む。）に供されていた家屋」（同条第５項柱書）及び「相続の開始の直前において被相続人以外に居住をしていた者がいなかつたこと（当該被相続人の当該居住の用に供

建物の登記事項証明書（閉鎖事項証明書）に記載の「新築」の日付。
※〔登記の日付〕ではありません。

土地の登記事項証明書に記載の「所在」。

建物の閉鎖事項証明書に記載の「取壊し」の日付。
※〔登記の日付〕ではありません。

申請被相続人居住用家屋及びその敷地等（※３）の所在地（敷地の所在地番）	奈良市■△〇町1000番地1		
申請被相続人居住用家屋の建築	昭和〇×年　〇×月　△〇日	家屋の取壊し、除却又は滅失の日（※５）	令和〇年　〇月　〇×日

お亡くなりの方の住民票の除票に記載の住所と氏名をご記入ください。

被相続人の氏名及び住所	（住所）奈良市■△〇町一丁目1番地1号		
	（氏名）　奈良　花子	申請者からみた続柄	母
相続開始日（被相続 日）	令和〇年　×〇　月　〇日	譲渡日（※６）	令和〇年　〇△　月　×〇日

相続したものに☑をお付けください。

申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の取得をした他の相続人の氏名及び住所 ※書ききれない場合は別紙 換価分割の場合は✔　⇒　☐	☑家屋 ☑敷地等	（住所）奈良市□〇町一丁目1番地1 （氏名）　奈良　花美
	☐家屋 ☐敷地等	（住所） （氏名）

相続人が複数の場合は他の相続人について、住民票に記載のとおりにご記入ください。

相続人（※７）の数（申請者含む）	☑ ２名以下 【特別控除額の上限額　3,000万円】	☐ ３名以上 【特別控除額の上限額　2,000万円】

※該当する□に✔

（※３）申請被相続人居住用家屋及びその敷地等は、被相続人から相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）により相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）が取得をしたものに限る。
（※４）申請被相続人居住用家屋は、昭和 56 年５月 31 日以前に建築されたものに限る。
（※５）申請被相続人居住用家屋の閉鎖事項証明書に記載された取壊し等をした日（未登記の場合は解体工事の請負契約書等により確認した解体日等）を記載する。
（※６）申請被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡は、相続開始日から起算して同日以後３年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までの間にしたものに限る。なお、本申請書を用いての申請は、令和６年１月１日以降に譲渡をしたものに限る。
（※７）相続又は遺贈により申請被相続人居住用家屋とその敷地等のいずれも取得した相続人に限る。

被 相 続 人 居 住 用 家 屋 等 確 認 書

上記について確認しました。

確 認 年 月 日	年　月　日
確認を行った市区町村長	印

ご記入不要です。